

令和2年度  
事業計画書

学校法人 聖泉学園

## 目 次

はじめに.....	3
I 中期計画に基づく令和2年度の事業計画	
1. 教育の充実 .....	5
2. 学生支援の充実 .....	6
3. 研究の推進 .....	8
4. 地域貢献・連携の推進 .....	9
5. 意欲ある学生確保 .....	9
6. 大学運営・経営強化 .....	10
II 令和2年度予算の概要	
1. 予算の編成方針について.....	14
2. 令和2年度収支予算書の概要	
(1) 資金収支予算書.....	15
(2) 事業活動収支予算書.....	16

## ■ はじめに

本学は昭和60（1985）年に設立された聖隷学園聖泉短期大学に起源をもち、その時の全人教育に基づく「社会奉仕と地域貢献」を建学の精神として継承しています。この精神を具体化するために、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことを教育理念に置いています。この教育理念は、入学式や学位記授与式の学長式辞や新年度初めの全1年生を対象とした学長講話の中で、学園設立の歴史とともに紹介され、教職員に対しては理事長による全学集会やFD研修会で共有し、理解を深めています。

本学は、平成15（2003）年4月に「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要との認識から、人間学部人間心理学科を開設し、平成23（2011）年4月には地域の人々が健康で豊かな生活を送ることができるように看護学、保健学分野を教育研究する看護学部を開設しました。看護学部の開設にあたっては、一般社団法人水口病院からの多大な寄付金の提供と水口病院への学校用地の売却により設置経費を確保しました。

本学は、滋賀県の実践現場で活躍する看護職の需要に応えうる大学院修士課程が不足しており、滋賀県、滋賀県看護協会からの強い要望に応えるため、平成27（2015）年4月に看護実践リーダーの育成を主眼とする大学院看護学研究科を開設しました。さらに、滋賀県内の周産期医療を担う助産師確保の要請に応えるため、平成27（2015）年4月に別科助産専攻を開設しました。

令和2（2020）年3月に人間学部は第14期生、看護学部は第6期生、看護学研究科は第4期生、別科助産専攻は第5期生を送り出します。

また、本学看護学部は、令和2（2020）年度に開設10周年を迎えます。その事業の一環として、10周年記念式典（2020.5.31予定）を開催し、記念事業募金活動や記念誌発行などを企画しています。

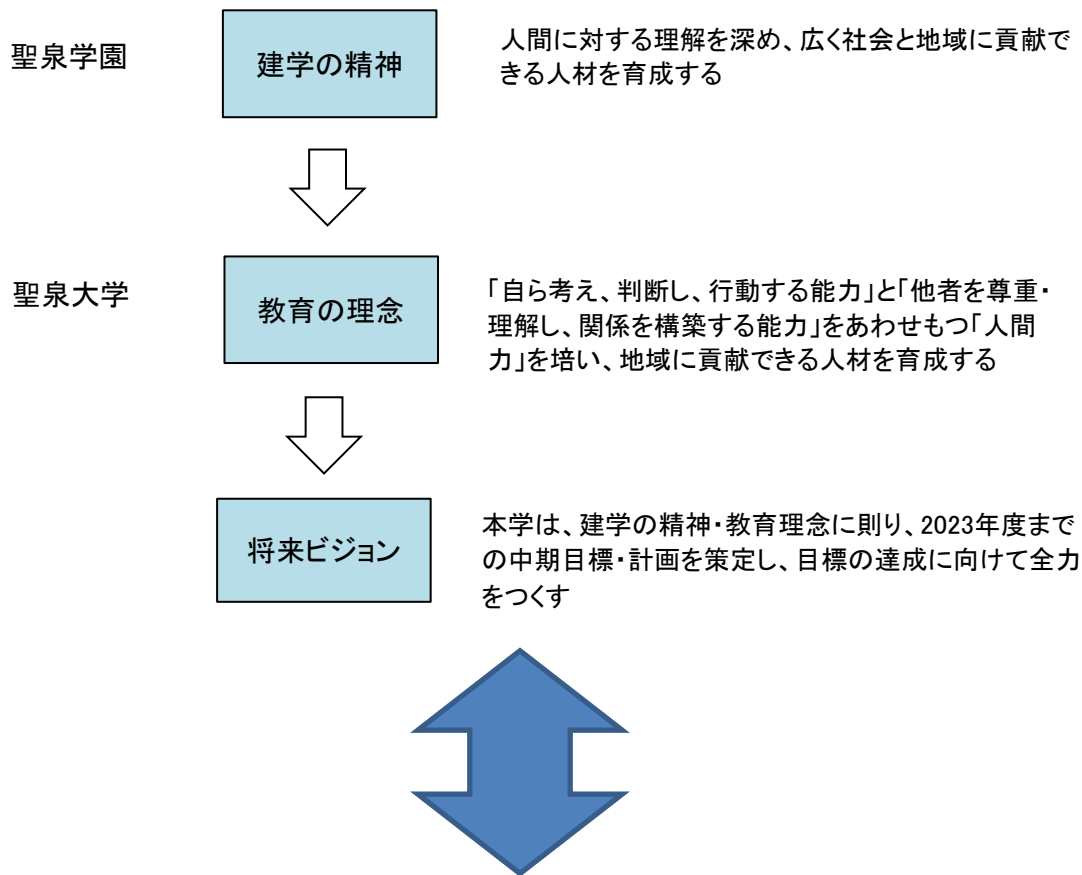
さらに、本学園・大学は、補助金の獲得の強化として、私立大学等改革総合支援事業 タイプ1（特色ある教育の展開）、タイプ3（プラットフォーム型：長浜バイオ大学、滋賀文教短期大学、聖泉大学、滋賀県立大学、滋賀大学、彦根商工会議所、長浜商工会議所、滋賀県、彦根市、長浜市）及び私立大学等経営強化集中支援事業（支援期間：〔平成30（2018）～令和2（2020）年度〕を引き続き申請し、経営強化・競争力強化を図り、不断の大学改革を進めていきます。

また、令和元年5月20日の監査報告で「人間学部の定員割れ等を抜本的に検討するための第三者を含めた委員会を立ち上げるよう指摘を受け、同年10月に「聖泉大学経営改革委員会」が設置され、本学園理事長から同委員会に対し「聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部の在り方について」諮問を受け、これまで4回の委員会が開催され審議中であり、2020年5月に答申される予定です。

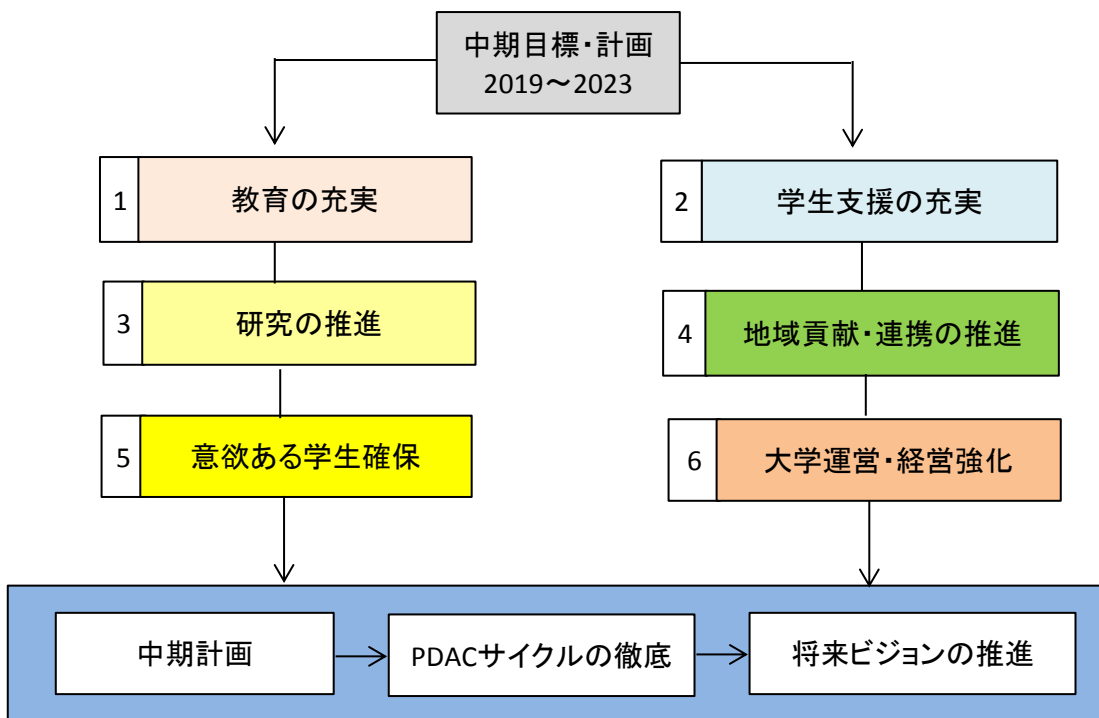
一方、文部科学省は、平成30（2018）年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（中央教育審議会答申）を発表し、18歳人口の減少を踏まえた将来の高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換—に向けて政策推進を緩めず打ち出しています。

こうした状況を踏まえ、本学においても、平成31（2019）年3月に、学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（令和元～5年度）を策定し、2年目の事業計画を立て、持続発展可能な経営基盤の確立のため鋭意努力しているところです。

■建学の精神・教育の理念・将来ビジョン



持続発展可能な経営基盤の確立



# I 中期計画に基づく令和2（2020）年度の事業計画

注) 黒枠内は中期計画、「・」は事業計画を示す。

1 教育の充実	
1) 単位・進級・卒業・修了認定	
1	<p>(1)-1 単位・進級・卒業・修了認定等基準の厳正な運用            ○各学部等の教育目標を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを、見直し検証しつつ教育課程を充実させる。            ○ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級判定基準、卒業認定基準、修了認定基準を見直し検証する。</p> <p>・1-①2019年度に行った検討をもとに、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)を見直し、カリキュラムの素案を作り、全教員と教務課に周知を図る。さらに、各領域で検討し、充実を図り、2022年度からの新カリキュラム開始を目指す。</p> <p>・1-②引き続き、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準について、DPを踏まえて厳正に運用する。併せてDPと3基準の整合性について検討する。</p> <p>・1-③家族看護専門看護師課程を新設するための準備を行う。</p> <p>・1-④各科目の初めにDPの確認、意識づけを行い、かつ、学生自らがDPに沿った自己の課題の目標設定を行う。</p>
2	<p>(1)-2 厳格な成績管理の実施            成績不振の学生に対する「警告」の仕組みを整備し、成績分布状況をグラフ化するなどにより適正な成績管理を行い、公表する。</p> <p>・2-①引き続き、成績の分布状況を把握し、厳格かつ適切に成績管理を行い、公表するとともに、「高等教育の修学支援新制度」の運用ともリンクして、成績不振の学生に対する「警告」の仕組みを整備する。</p>
3	<p>(1)-3 GPA制度の活用            GPA制度をキャップ制、学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金など制度基準に活用する。</p> <p>・3-①引き続き、成績優秀者に対するキャップ制の緩和措置について、検討するとともに、卒業判定、成績優秀者選抜及び成績不振者への対応にGPA制度を活用する。</p> <p>・3-②国家試験対策低迷者、成績優秀者の表彰及び在学生奨学金の抽出にGPAを活用する。</p>
2) 教育課程と教授方法	
4	<p>(1)-1 カリキュラム改革            多様な学生に対応できる体系的なカリキュラム改革を全学部で推進する。ナンバリング等の手法を用いて学生の主体的な学修を促進するとともに、ルーブリック等を参考に学修成果の評価方法の改善を行う。</p> <p>・4-①カリキュラム・ツリーおよびナンバリングについては履修要項やシラバス等に記載する。またそれらを用いて人間学部カリキュラムについて説明し、学生の主体的な学修を促進する。</p> <p>・4-②2019年度に行った検討をもとに、DP、CP、APを見直し、カリキュラムの素案を作り、全教員と教務課に周知を図る。さらに、各領域で検討・充実を図り、2022年度からの新カリキュラム開始を目指す。</p> <p>・4-③家族看護専門看護師課程を新設するための準備を行う。</p> <p>・4-④それぞれの学生の特性を踏まえ、教員間で教育課題を検討、共有する。学生自らの目標・実施・評価を促し、学生へのリフレクションをタイムリーに行う。同時に、指定規則改正に伴うDP及びカリキュラムの見直し検討会を定期的に行う。</p> <p>・4-⑤引き続き、IR情報（学修時間などの学生調査、資格取得実績、就職等の状況）を利用して、カリキュラムの適切性について見直し・検討する。</p>
5	<p>(2)-1 教養教育の充実            教養教育は、全学教務委員会を中心に、カリキュラム・ポリシーに沿って、全学共通科目の新設を含め、教養教育の枠組みと授業科目について検討・整備する。</p> <p>・5-①現状の教養科目を検討し、必要な教養科目の新設を検討する。</p> <p>・5-②各学部のみ開講の教養科目を合同科目とするよう検討する。</p>

6	<p>(3)-1 教授方法の工夫・開発 ディプロマ・ポリシーの達成のために、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進するとともに、学生の学修成果を把握し、教育効果を検証することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。また、FD研修、授業参観を実施し、教員間評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6-①卒業研究を通じて学生の学修成果を把握した結果をもとに、教授法について検討する。</li> <li>・6-②FD委員会主導の下で継続的に実施する。授業評価等を参考に各科目で授業改善に向けた具体的取組みを可視化</li> <li>・6-③継続的な評価のシステムを考案する。</li> <li>・6-④教員相互の授業参観を実施し、授業方法・評価方法等の改善に取り組む。</li> <li>・6-⑤引き続き授業評価等を参考に改善の有無について検証する。</li> <li>・6-⑥引き続き、アクティブ・ラーニングを意識した授業を多く取り入れ、学生への主体的学びを促す。目標設定を明確にした企画・実施・評価のプロセスを学習課題とする。</li> <li>・6-⑦FD委員会と連携し、各学部・領域の専門教育におけるアクティブ・ラーニングを実践している講師による研修会を開き、本学の授業にふさわしいアクティブ・ラーニング型授業を検討する。</li> <li>・6-⑧本学の学生の特性を全教員で共有するとともに、既に各教員が授業の中で工夫していることを出し合い、本学学生の特性に応じた教授方法や学習支援方法について検討する。</li> </ul>
<b>3) 学修成果の点検・評価</b>	
7	<p>(1) 点検・評価の確立 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するとともに、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて点検・評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7-①大学の入学選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援や学修成果、教員組織、施設・設備、社会との接続などに関して、3つのポリシーを踏まえた教育の実施と成果について評価を行うに当たり、引き続き、自治体や企業・病院施設など外部からの意見を取り入れる仕組みを検討する。</li> <li>・7-②3つのポリシーに照らした取組の適切性について、引き続き、大学と学生代表者との意見交換会の開催を検討する。</li> </ul>
8	<p>(1)-2 学修状況の把握と検証 専任のIR担当者を配置するとともに、学生の学修状況を把握するため、学習管理システム(manaba)を活用し、学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録のデータを収集分析して、学修成果を可視化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8-①学生の学習時間を確保するため継続して学生調査を実施し、学習時間の拡大につながる対策に資するよう情報提供を確立する。</li> </ul>
9	<p>(1)-3 授業評価アンケート調査の活用 授業評価アンケートを年2回実施し、アンケート調査結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9-①各科目担当教員による授業評価報告書から、各科目で実施している教授法の工夫点を抽出し、学生の特性に応じた教授法について分析・検討する。</li> </ul>
10	<p>(1)-4 卒業時のアンケート調査 卒業時アンケートの学生調査において、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するシステムを構築し運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10-①学生調査におけるDP達成度の評価内容及び評価方法について検討する。</li> </ul>
<b>4) 教学マネジメント</b>	
11	<p>(1)-1 教学マネジメントの確立 3つの方針に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針(アセスメント・ポリシー)を策定・活用し、教育の改善・改革につなげる。また、確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用し、その取組を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11-①教学マネジメントの確立に必要なアセスメント・ポリシーを策定するため、ワーキンググループの立ち上げ、教学マネジメントを支える基盤(①3つの方針を通じた学修目標の具体化、②授業科目・教育課程の編成・実施、③学修成果・教育成果の把握・可視化)を検討し、積極的に情報を公開する。</li> </ul>
<b>2 学生支援の充実</b>	
<b>1) 学修支援</b>	
12	<p>(1)-1 TAなどを活用した支援 教員の教育活動を支援するため、TAなどを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12-②SAの活用について、その是非や体制について検討する。</li> <li>・12-③大学院生個々の状況を見て、学部学生に対する演習等の教育補助にTAを活用する。</li> <li>・12-④研究科として、TAへの教育サポートスタッフ研修制度を検討・実施する。</li> </ul>

13	<p>(1)-2 初年次教育の充実 大学での学修や学生生活にスムーズに臨めるよう、スタートである1年目から、心構えや目標を定めるサポート体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13-①2年生に対するサポート体制の充実について検討する。また1～2年次のキャリア教育のあり方について再検討する。</li> <li>・13-②「フレッシュゼミ」、「キャリア教育」により、入学後の大学生生活の導入を図り、社会人基礎力の土台づくりを行うことができる教員を増やすことを検討する。</li> </ul>
14	<p>(1)-3 ボランティア活動の支援 学生の自主的な地域活動やボランティア活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14-①被災地等へのボランティア活動に係る支援制度を確立(交通費・宿泊費等への支援方法)する。</li> <li>・14-②ボランティアの依頼について、地域連携交流センターと学生課との住み分けを明確にし、学生指導体制を改善する。</li> </ul>
15	<p>(1)-4 低学力者の支援 中途退学の実態・原因をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、支援体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15-①退学率(除籍含む)の低減に向けて、以下の対応策を引き続き講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 「学生の特性及び出席状況等の把握」、「定期的に面談」を実施する。</li> <li>ii 教授会等において学生情報を共有する。</li> <li>iii 保護者へ成績通知を行うとともに、退学の意向を示す学生に対しては、保護者との面談を実施する。</li> </ul> </li> <li>・②引き続き、IR室において、休学や退学・除籍等について、学生データの収集、分析を行う。</li> </ul>
16	<p>(1)-5 欠席傾向のある学生への早期支援 授業における出欠管理を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16-①引き続き、授業における出席管理を継続して行い、把握したデータを検証し、教職員間で情報を共有する。</li> </ul>
17	<p>(1)-6 障がい学生支援の推進 障がい学生支援に関する基本方針及びガイドラインを学内に周知徹底し、支援体制を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17-①設備面、メンテナンス面から支援体制を構築、強化するために、組織横断的な体制作りを目指し、併せて、具体的な規程の整備を進める。</li> </ul>
<b>2)キャリア支援</b>	
18	<p>(1)-1 教育課程内でのキャリア教育支援 キャリア教育科目を充実していくとともに、企業や自治体と連携しながらインターンシップ及びボランティアなどの活動を活性化させ、社会人基礎力の育成を強化する。 また、グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた語学研修プログラムを充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18-①人間学部のキャリア教育、特に1～2年次の内容について検討する。</li> <li>・18-③インターンシップにおいては、県内病院との連携をもって、3年次に行う。2年次は、県看護協会と連携して、県内施設の合同就職説明会に参加する。</li> <li>・18-④入学時のフレッシュゼミ、その後のキャリア教育 I～IVにおいて、看護専門科目の履修のほか社会人基礎力を身に付けることを積み上げ、4年間科目として完成させる。また、PROGテストによりその評価を行う。</li> <li>・18-⑤引き続き、学生の語学力の向上、異文化理解等、グローバルな知識と教養を身に付けるよう支援する。</li> </ul>
19	<p>(1)-2 教育課程外でのキャリア教育支援及びキャリアアップ講座・卒業後教育の充実 学生の適性に応じた就職支援及び就職先開拓に取り組むとともに、高い就職率を維持する。 また、キャリアアップセンターにおいては、地域の保健・医療・福祉・教育関係者の看護研究実践力の育成に寄与するよう、臨床現場等との共同研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19-①引き続き就職率100%を目指して支援に取り組む。また、資格取得支援についてはこれからの人間学部のキャリア教育を再検討することと併せて考えていく。</li> <li>・19-②国家試験対策として引き続き実施し、看護学部において、新卒者の国家試験合格100%を目指す。</li> <li>・19-③卒業生に対してキャリア(就職・進学)の状況等に関する卒業アンケート調査を実施するためのルール(実施方法、実施時期)を策定する。</li> <li>・19-④引き続きキャリアアップ研修会を通して、卒業生の卒後教育を行う。</li> <li>・19-⑤引き続きキャリアアップ研修臨床NS及び卒業生、修了生の看護学研究科への入学を推奨する。</li> </ul>

<b>3)学生サービス</b>	
20	<p>(1)-1 学生生活の支援  学生生活等に困難を抱かえる学生が相談しやすい環境を整備する。  また、学内における教育支援活動や学生自身の社会性の向上に資するため、学生に対する、学内ワークスタディ事業を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20-①現在、学部や各附属施設で実施している学生サービスを網羅した上で整理し、よりサービス向上につながるような計画を立案する。</li> <li>・20-②ワークスタディに関する規程を制定する。</li> </ul>
21	<p>(1)-2 奨学金制度の見直し  授業料免除などの経済支援制度の見直しを行うなど、より効果的な支援策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21-①経済的支援が必要な学生が一人でも多く安心して学生生活を送れるよう、学内奨学金支援体制を見直しを進める。</li> <li>・21-②入学試験において優秀な成績を収めた学生に与えられる特別奨学金制度について、引き続き、その成果と課題を検証し改善を図る。</li> <li>・21-③特別クラブ奨学金受給者の現状を把握し、特別クラブ生の奨学金制度の見直しを図る。</li> </ul>
22	<p>(1)-3 課外活動支援の強化  クラブ活動、ボランティア活動及び大学祭活動の支援や学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。また、特別クラブを支援する体制を見直し、充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・22-①引き続きスポーツ・身体運動支援センターと学生会とで連携し、特別クラブへの支援体制について、全体を見直し、具体的な支援方法についての整備を検討する。</li> <li>・22-②引き続き特別クラブの監督の資質向上のための研修を企画し、実施する。</li> </ul>
23	<p>(1)-4 心身の健康保持支援  学生生活上の心の悩みやトラブル、健康等に対する相談・指導・支援については、カウンセリングセンター及び保健室と連携を図り、きめ細かな支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23-①不登校傾向にある学生の早期対応のためコーディネーターとして調整を行う。</li> <li>・23-②引き続き、ハラスメント予防対策として、研修会の開催、相談員体制の強化、周知徹底など支援を強化する。</li> </ul>
24	<p>(1)-5 学友会と大学との相互協力  学生の自治組織としての学友会と大学との関わり方について、その相互間の支援体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24-①引き続き、学友会会則について、懸案事項が出た場合は、委員会にて協議を行う。</li> </ul>
<b>4)学生の意見・要望への対応</b>	
25	<p>(1)-1 学生の意見等のくみ上げと活用  学生調査、意見箱の設置により学生の意見等をくみ上げ、学修相談、学生生活及び学修環境などの満足度を把握し、学生支援等の改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25-①意見を出すにあたって、一定のルール策定が課題であることから、意見に対する大学側の回答方法、回答時期等のルールの整備を検討する。</li> </ul>
<b>3 研究の推進</b>	
<b>1)研究水準の向上</b>	
26	<p>(1)-1 研究水準の向上  教員の研究活動の奨励及び研究水準の向上を図るため、校務の縮減・サバティカル制度などの体制を整備するとともに、研究倫理教育を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・26-①サバティカル制度の導入について引き続き、検討する。</li> <li>・26-②地方自治体、産業界等のニーズを把握し、本学が持つシーズとのマッチングを行い、引き続き、その課題解決を図るための研究を推進する。</li> <li>・26-④eラーニング研修について、研修テーマの選定等、研修内容の充実について検討し、引き続き受講率100%を目指す。</li> </ul>
27	<p>(1)-2 研究成果の情報発信  学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、研究活動を通して得られた成果を学術機関リポジトリを活用するなど多様な形態で、社会に積極的に発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・27-①学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、得られた研究成果を積極的に発信する。</li> </ul>



<b>2) 研究支援</b>	
28	<p>(1)-1 研究支援体制の強化 競争的外部資金(科学研究費補助金、共同研究、受託研究、研究助成金)の新規申請率を向上させるため、研究支援体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28-①科学研究費補助金の申請支援を引き続き実施し、申請率の増加を図る。共同研究については、引き続きタオプ3事業をとおして積極的に取り組む。</li> </ul>
<b>4 地域貢献・連携の推進</b>	
<b>1) 地域貢献・連携</b>	
29	<p>(1)-1 地域連携交流センターの機能強化 地域貢献の総合窓口として機能を果たすとともに、地域課題解決の取組が一層効果的になるよう、体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29-①学長のリーダーシップの下、地域連携を推進する。</li> <li>・29-②彦根長浜地域連携協議会の連携を推進するとともに、私立大学等改革総合支援事業タイプ3（プラットフォーム型）に継続申請し、採択を目指す。</li> </ul>
30	<p>(1)-2 地方自治体、産業界等との連携 地域の課題を解決するために包括連携協定をもとにした連携や受託事業・受託研究・共同研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30-①連携先との定期的な協議の場を設ける</li> <li>・30-②自治体や各種団体と連携し、地域の課題解決や安心安全なまちづくりを推進する。</li> </ul>
31	<p>(1)-3 地域住民に対する生涯学習の機会を提供するとともに各種団体・地域住民との連携推進に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・31-①SDGsをテーマとした公開講座や健康支援講座を開催する</li> <li>・31-②地域の様々な機関と連携しセミナー大会を開催する</li> </ul>
32	<p>(1)-4 学生の地域連携活動や地域貢献活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・32-①学生の地域連携交流委員の募集推進、彦根市消防機能別分団への入団を促進する。</li> <li>・32-②学生の地域貢献プロジェクトの推進および報告会を開催する。</li> <li>・32-③同窓生に対する情報発信の方法について、いづみ会と連携し、年に1回リーフレットを発行することを検討するとともに、学園祭時にホームカミングデーの企画を立てる。また、学生や卒業生の帰属意識向上のため、看護学部開設10周年を機に、看護学部同窓会の設置について検討する。</li> <li>・32-④聖泉大学教育後援会会報は、大学行事の紹介、就職に関する情報、学生の活動報告など継続して情報発信する。また出来るだけ早い時期に多くの保護者が参加できるよう工夫して後援会総会を開催する。</li> </ul>
<b>5 意欲ある学生確保</b>	
<b>1) 入学者受け入れ</b>	
33	<p>(1)-1 入学者選抜の改善 アドミッション・ポリシー及び志願者状況に基づき、入学後の学生調査等のデータを踏まえ、必要に応じて入試科目や入試区分別の募集定員の見直しなど入学者選抜の改善を行うとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ」の3要素を多面的・総合的に評価する入試に転換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・33-①2021年度入試において、前年度に改善を決定した事項を着実に実行し、学力の3要素の観点から多面的・総合的な評価に基づく入試を行う。</li> </ul>
34	<p>(2)-1 入学者比率の適正化 学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・34-①これまでの入学実績校を中心により効果的な高校訪問を行う。また、指定校推薦に関する取扱い等を見直すなど、適正な入学者数が確保できる取り組みを行う。</li> </ul>
35	<p>(2)-2 在籍学生比率の適正化 各学部・学科、研究科、別科における収容定員に対する在籍学生数比率の平均を100%とする。ただし、人間学部の収容定員に対する在籍学生比率は改善させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・35-①2021年度も在籍学生数比率100%を下回らないよう維持に努める。</li> <li>・35-②定員割れが続いている人間学部においては、収容定員に対して、入学時における受入数を50人以上積み上げることにより、引き続き、在籍学生数比率を改善する。</li> </ul>

36	<p>(3)-1 学生募集活動の強化 大学の特色・教育内容を大学案内、ホームページなどで周知するとともにオープンキャンパス、高校訪問、出張講義、業者による大学説明会、SNSを活用した情報発信を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・36-①前年度の高校訪問戦略は基本的に維持しつつ、広報戦略やオープンキャンパスの活用法等について再検討する。</li> <li>・36-③「看護学を学ぶ動機付け」を明確にするため、保護者の参加を得て、連続講座を継続して実施し、高大連携・接続を推進するとともに、高大連携校の増加を図る。</li> <li>・36-④引き続き、定員確保に努め、キャリアアップセンター修了生や卒業生への周知を行う。</li> <li>・36-⑤広報目的も兼ねた学生による地域貢献活動(オレンジリボン運動・パパママクラス)を実施する。引き続き、オープンキャンパスやホームページでの広報を実施する。</li> <li>・36-⑥大学の特色・教育内容を直に高校生に触れてもらう機会を増やすため、オープンキャンパスの実施回数を増やす。また、学校説明会や出張講義に積極的に参加する。</li> <li>・36-⑦滋賀県内、近隣府県の実績校を中心に延べ200校を目標に高校訪問を行う。</li> </ul>
37	<p>(3)-2 入学定員の確保 数値目標を設定して、学修意欲の高い志願者の安定的な入学者数を確保するとともに現行の入試制度の分析及び検証を行い、質の高い入学者を確保する。</p> <p>人間学部において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37-①引き続き、50名以上確保できるよう努める。</li> <li>・37-②引き続き、いずれの入試方式でも学力の3要素を測るよう留意する。</li> <li>・37-③連続授業による入学前教育が学生募集上有益かどうかを検討する。</li> </ul> <p>看護学部において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37-④定員80名を確保するよう努める。</li> <li>・37-⑤受験生の増加に向けた工夫を行うために、高校訪問の見直しを行う。高大連携校を増やす。</li> </ul> <p>看護学研究科において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37-⑥引き続き、定員確保に努め、キャリアアップセンター修了生や卒業生への周知を行い、定員6名の充足に努める。</li> </ul> <p>別科助産専攻において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37-⑦今一度、近隣府県への募集要項の配布状況、出願・入学状況の分析も行き、広報活動の資料とする。</li> </ul>
38	<p>(3)-3 大学広報の強化 戦略的な広報体制の強化及び大学案内、ホームページ、大学ポートレートなどにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・38-①大学ポートレート(私学版)を活用して、引き続き、最新の情報をホームページ上に公開する。</li> <li>・38-②引き続き、全学広報委員会を定期的に開催し、全学的な広報施策の立案・実施を行うとともに、パソコンやスマートフォンを利用した情報発信を積極的に行う。</li> </ul>
39	<p>(4)-1 外国人留学生の受入れ 海外の連携大学から受け入れる外国人留学生に対する手厚い教育・生活指導等のサポート体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・39-①引き続き、外国人留学生に対する教育・学生指導両面のサポート体制を強化していく。</li> </ul>
6 大学運営・経営強化	
1) 経営の規律	
40	<p>(1)-1 経営の規律と誠実性 学校法人及び高等教育機関としての公共的・社会的役割と責任を自覚し、常に社会情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性を維持しつつ、組織として、関連法令の改正動向を注視し必要に応じて、現規程の業務との整合性を検証し、着実に改正・制定を行い適切に運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40-①長時間労働の是正、職員の健康確保について継続して雇用管理の適正化に努める。</li> <li>・40-②決裁権限規程を引き続き見直すとともに、適正な決裁権限行使体制を整備する。</li> </ul>
41	<p>(1)-2 環境保全、人権、安全への配慮 CO2排出量削減に資するためのLED化や太陽光を活用した省エネルギー対策等の環境負荷低減、ハラスメントの防止や個人情報保護、学生・教職員の健康管理や情報システム等の安全性の維持に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・41-①法人及び大学が保有するすべての情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーを制定する。</li> <li>・41-②日常から、リスク発生時に即応する危機管理マニュアルの作成を引き続き検討・整備する。</li> <li>・41-③心身の健康の維持・増進のため、ストレスチェックを継続して実施し、一層、働きやすい職場環境に改善していく。</li> <li>・41-④ワークライフバランスを推進し教職員が働きやすい環境をつくり、引き続き働き方改革を推進する。</li> <li>・41-⑤LEDなどの環境負荷低減と光熱水料などの節減による省エネ対策を継続して実施する。</li> <li>・41-⑥引き続き、敷地内禁煙を継続するが、禁煙指導及び立ち番指導の方法について検討をする。</li> <li>・41-⑦引き続き、個人情報データを安全に蓄積・保管し、個人情報への不正アクセス、紛失などが起きないように安全対策を徹底する。</li> <li>・41-⑧引き続き、ハラスメントを防止するため、年1回継続して研修会等を実施し、教職員の意識向上に努める。</li> </ul>

<b>2) 理事会の機能</b>	
42	(1)-1 理事会機能の強化 理事に対して定期的に学校法人及び大学の運営状況に関する情報を的確に提供するとともに、理事、監事等に対して研修の機会を提供する。  ・42-①理事の役割分担の関連部署との連携及び情報提供を強化する。
43	(1)-2 外部人材の理事への登用 多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進するため、外部人材の理事の登用を促進する。  ・43-①外部からの意見を大学運営に一層反映させるため、外部理事3人の配置は継続する。
<b>3) 管理運営</b>	
44	(1)-1 監事及び監査法人との意見交換を踏まえた内部監査の強化 監事、監査法人及び内部監査委員会三者の定期ミーティングの機会を設け、監査実施に係る意見交換を行い、それを踏まえ内部監査委員会による財務監査、業務監査(教学監査含む。)、システム監査を適正に実施し、業務の改善や是正につなげる。  ・44-①監査委員会は、内部監査実施計画に基づき、毎年、内部監査を実施するとともに、業務監査のうち教学監査も実施し、年度末には財務監査を実施する。 ・44-②内部監査委員長は、内部監査結果等を踏まえ、三様監査としての合同監査において意見交換等を行う。
45	(1)-2 評議員会機能の実質化 評議員会は理事会の意思決定に対してチェックを行う役割を担うとともに、幅広い意見を総合的に大学運営に対して提言する諮問機関としての役割を担う。  ・45-①2019. 12月に改正された「評議員会議長の選任方法の変更」(聖泉学園寄附行為第18条第7項)により、2020年度から一層の評議員会機能強化を図る。
<b>4) 安定的な経営確保</b>	
46	(1)-1 中期計画に基づく適正な予算配分 中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行うとともに事業計画の厳選や既存事業の見直しを継続して行い、事業活動収支の改善を図り、重点事業へより効果的に予算を配分できるよう編成する。  ・46-①中期目標・中期計画を踏まえ、PDCAサイクルを機能させて、次年度の度事業計画を作成する。 ・46-②毎年度予算編成基本方針を策定し、資金収支予算書及び事業活動収支予算書を適正に作成する。 ・46-③予算編成のスケジュールに従い、予算を確実に配分する。また、事業計画と連動について継続して検討する。 ・46-④事業計画の中間報告の実施を目指す。また、財務についても、予算の執行状況を含めた中間報告を実施する。 ・46-⑤教育改革、研究活動、地域貢献活動の推進、学修環境の整備などを充実するため、事業計画と連動して学長裁量経費を設定する。
47	(1)-2 自己収入の増加 科学研究費補助金や特別補助金等の競争的外部資金の獲得や寄附金の受け入れなど、全学的な体制を整備し、自己収入を増加させる。  ・47-①学生の修学支援活動、教育研究活動などの取り組みを充実・強化するため、同窓会と話し合い、教育研究支援基金を設立する。 ・47-②私立大学等改革総合支援事業(タイプ1、タイプ3)、私立大学等経営強化集中支援事業を継続して申請する。
48	(1)-3 定員管理と人件費の抑制 大学設置基準に留意し、人事計画を策定する。これに基づき教育研究活動に支障が生じないように計画的に教員配置を行う。また、事務職員は業務の見直しなどにより人員の配置を行う。  ・48-①この中期目標・中期計画実現のため、必要な教員を確保し、任期付教員や非常勤講師は最小限とし適切な教員配置を行う。[2020年度の教員数は61名(前年度57名)を確保する。] ・48-②効率的な業務運営を前提に事務職員、定年後の再任用職員、嘱託職員、臨時職員の配置を行うとともに、大学改革を推進するために組織体制を整備する。[2020年度の事務職員数は44名(前年度44名)を確保する。] ・48-③人件費率(人件費/経常収入)を前年度実績より改善する。  ・48-④学部、研究科及び別科の教員に関する人事計画を策定し、必要な教員数を確保し、適切に配置する。  ・48-⑤看護学研究科における退職年齢を超える研究指導教員数の割合を改善し、併せて改善計画を継続して実施する。

49	(1)-4 経費削減 大学運営全般について効率的・効果的な経費削減を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・49-①全体の奨学金支出は、前年度 92,000千円以下程度とし、現状分析を踏まえ、引き続き、毎年度見直しを図る。</li> <li>・49-②既定経費の見直しや物品購入の集約化、共同購入、外部委託など業務を改善し、引き続き、管理経費を前年度ベースより下回るよう努める。</li> </ul>
<b>5) 業務運営の改善</b>	
50	(1)-1 組織運営の改善 理事長と学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定ができるように学内外の情報収集と調査・分析のためのIR機能を強化し、大学改革を着実に推進させる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・50-①2020年度年間計画表に基づき、学生調査をはじめとする調査・分析を進め、学部にフィードバックするとともに、引き続き「学生調査データから見る聖泉大学の学生像」をWeb上に発信する。</li> <li>・50-②大学改革に活かすため、教育・研究、財務も含めた統合的なIR機能を強化する。</li> </ul>
51	(2)-1 教育研究組織の見直し ○地域のニーズを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・領域編成など学部の在り方を検討し、方向性を出す。 ○カリキュラムの改正を行う。合わせて、現在の領域体制を見直し、再編成を行う。 ○研究科領域の検討を行い、国際看護領域を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・51-①聖泉大学経営改革委員会(2019. 10. 7設置)の「聖泉大学の経営・運営基盤を見据えた人間学部の在り方について」答申(2020年5月予定)を受けて、答申結果を見据え「人間学部の今後の在り方」を具体化する。</li> <li>・51-②長期履修制度については不登校傾向のある在校生への周知に努めるとともに、学生募集時にもアピールしていく。</li> <li>・51-③公認心理師受験資格のための準備を着実に遂行する。</li> <li>・51-④学部の体制として領域制であるが、2022年度からのカリキュラムの改正に向けて検討をする。</li> <li>・51-⑤家族看護専門看護師課程を新設するための準備を行う。</li> <li>・51-⑥滋賀県周産期医療再編計画の動向、県内の助産師需要状況の把握に努め、引き続き助産師教育課程のあり方について検討する。</li> </ul>
52	(3)-1 教育研究業績評価と教員の評価制度 全教員に対してティーチング・ポートフォリオを促進させるとともに教員個人評価を実施し、評価項目及び数値目標の妥当性の検証を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・52-①引き続き、「自己評価票」に基づき、教員の個人評価を実施する。</li> <li>・52-②ティーチング・ポートフォリオの作成状況を調査し制度化を検討する。</li> <li>・52-③引き続き教員評価、事業評価の結果をもとに、賞与において処遇に反映する。</li> </ul>
53	(3)-2 FD活動の推進 教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図るため、FD活動を推進し、授業改善活動に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・53-①学生の多様性を理解し、学習支援につなげるため、今年度は「成人の発達障害の理解と支援」について全学FD・SD研修会を開催する。開催時期は昨年と同様8月初旬とし、早い時期に案内を行う。</li> <li>・53-②人間学部はルーブリック評価についてFD研修会を継続する。</li> </ul>
54	(3)-3 事務職員の資質向上と事務職員評価の見直し 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員を対象としたSD研修を実施し、大学職員に求められるスキルアップと職能開発を促進するとともに職種やキャリアステップに応じた評価要素を適切に組み合わせ、公正性の高い評価システムを構築する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・54-①SDの義務化により、SD研修会(年1回)を実施する。</li> <li>・54-②人事管理に活用できるよう学校法人聖泉学園事務職員評価規程(平成28年12月3日施行)を見直す。</li> </ul>
55	(4)-1 事務等の効率化・合理化 事務処理の内容及び方法について、定期的に点検等を実施し、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・55-①効率的な事務処理ができるよう事務組織の見直しを行う。</li> </ul>
56	(4)-2 経営企画室(仮称)の設置 理事長・学長を直下で支えるため、将来ビジョンに基づく、財務の見通しや中長期計画の策定などを企画立案する組織を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・56-①企画調査室の業務を見直し、中長期計画に重点をおいた体制を構築する。</li> </ul>

6) 内部質保証	
57	<p>(1)-1 内部質保証推進体制の整備 内部質保証の推進に責任を負う組織や責任体制を確立させるとともに内部質保証の方針や内部質保証システムを整備する。</p> <p>・57-①内部質保証の推進体制の確立のため、全学的な方針、体制及び手続を制定する。</p>
58	<p>(2)-1 内部質保証の推進 自己点検・評価に基づき、達成度及び成果をIRを活用して検証することで次年度以降の教育研究活動等を改善し、内部質保証を推進する。</p> <p>・58-①学部・研究科レベルの内部質保証を推進するため、学部、研究科等取り組みを見える化し、改善につなげる。</p>
59	<p>(2)-2 外部評価の活用 内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部の有識者の点検を受ける。評価結果については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結びつける。</p> <p>・59-①日本高等教育評価機構以外の外部評価の導入について、引き続き、検討する。</p>
60	<p>(3)-1 内部質保証システムの確立 自己点検・認証委員会のもとで、学部、研究科等が建学の精神、教育理念並びに3つのポリシー等に照らし、エビデンスに基づく、自己点検・評価を行い、その結果をもとに検証し、改善していくPDCAサイクルを確立する。</p> <p>・60-①内部質保証システムを確立するため、PDCAサイクルによる改革・改善に努める。</p>
7) 学修環境	
61	<p>(1)-1 教育研究環境の充実 よりよい教育研究環境を実現するため、機能強化を推進する施設設備の整備や、施設・設備の老朽化対策などを計画的に実施する。</p> <p>・61-①入学当初にある導入教育(授業科目)で図書館利用率を上げる工夫をする。 ・61-②閲覧席の仕切り板を増やし、個人スペースの確保することや視聴覚資料閲覧機器入替をし、学習スペースの充実を図る。 ・61-③電子ブックのコンテンツの周知を図り、授業や実習での活用を推進する。 ・61-④図書館アンケートや学生図書委員会からの意見を参考にし、購入資料や学習スペースの充実を図る。</p> <p>・61-⑤事務室プリンタの更新及びサーバー仮想化基盤のメモリ強化する。 ・61-⑥第1コン/第2コンOA机及び・第3コン/第4コンOA椅子の更新する。</p> <p>・61-⑦教室備品環境整備:老朽化に伴い机・椅子を更新する。 ・61-⑧教室設置パソコンの入れ替えにより、プロジェクターのデジタル化、OA機器操作環境の充実を図る。</p> <p>・61-⑨引き続き、学生の意見や要望を受け、総務課と情報交換しながらメニューの多様化に向けて検討を依頼する。また学生に対しては、学食、購買部についての情報発信を行い、理解を深めてもらう。</p> <p>・61-⑩本館の屋根の老朽化が著しいことから全面改修する。</p>

## 令和2年度予算の概要について

### 1. 予算の編成方針について

令和2年度の予算編成に当っては、中期目標・中期計画（2019～2023）を踏まえた事業活動を推進するとともに、安定的な財務基盤を確立していくため、予算は下記の基本方針に基づき編成する。

#### 【基本方針】

- ①今後の高等教育の目指すべき姿である“2040年に向けた高等教育のグランドデザイン”や労働生産性の向上と多様で柔軟な働き方を可能にする“働き方改革”への対応など、将来を見据えた予算を編成する。
- ②令和2年度事業計画を多面的に検討したうえで予算を編成する。
- ③組織運営及び人員配置の更なる見直しを図り、効率的・合理的な法人運営を目指すとともに、教育研究経費、管理経費については、他大学との連携や共同購入にも積極的に参画しながら、教育研究活動の充実とローコスト経営をより一層推進する。
- ④教育研究環境の整備と老朽化対策等の必要度を勘案して、優先順位の高いものから速やかに着手する。
- ⑤健全な財務基盤に向けた数値目標を中期目標・中期計画（2019～2023）を実行することにより、2023年度の経常収支差額比率5%を目標とする。

これまで、本学園は、本学の教育研究や学習環境の維持向上のため、教育研究活動への支出に努力を重ねてきた。今後も上記の方針を守りつつ、大学改革を推進し、収支の改善、財政基盤の安定化に向けて取

### 2. 令和2（2020）年度収支予算書の概要

#### （1）資金収支予算書

学生募集を積極的に取り組んだ結果、学生数が増加し授業料収入は前年度に比べ改善している。引き続き補助金や科研費等の競争的資金の獲得を積極的に行うとともに、寄附文化の醸成につながる“看護学部開設10周年記念募金事業”を創設し、収益構造の改革に取り組むこととしている。

なお、“2040年に向けた高等教育のグランドデザイン”“働き方改革”に対応する教員組織の強化や事務職員の待遇改善の取組、施設の老朽化対策の取組に着手するため、翌年度繰越支払資金は、前年度に比べ△89,509千円減少し720,493千円となった。

#### （2）事業活動収支予算書

この予算編成方針に基づき必要な事業には適正に予算を配分し、効率化が求められる事業等については経費節減を計りながら編成作業を行った結果、令和2年度の予算は、基本金組入前当年度収支差額△48,294千円（前年度 68千円）の赤字となった。